

由利本荘市奨学金返還助成金 交付申請書 兼 実績報告書 兼 請求書

●●年●●月●●日

由利本荘市長 様

〒 015-8501

申請者 住所 由利本荘市尾崎17

氏名 本荘 太郎

由利本荘市内に居住し5年以上定住する意思があり、由利本荘市奨学金返還助成金の交付を受けたので、同助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり実績を報告し、関係書類を添えて申請及び請求します。また、この申請の審査に必要な市税等の納付状況調査等、裏面の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

※この申請書は、由利本荘市において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、本助成金の請求書として取り扱います。

申請者	氏名	本荘 太郎		性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	平成10年10月10日		電話番号	090-1234-XXXX
	メールアドレス	iju@city.yurihonjo.lg.jp			
就業先	会社名称等	由利本荘株式会社			
	勤務先名称	営業部営業課			
	所在地	〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地			
対象奨学金	名称	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 <input type="checkbox"/> 秋田県育英会 <input type="checkbox"/> 由利本荘市奨学金 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	貸与金額	総額	1,920,000	円	
	貸与期間	令和3年4月	～	令和7年3月	
	返還期間	令和7年10月	～	令和15年9月	
奨学金貸与時の就学先	学校名	日本東京大学	学部・学科名等	法学部法政学科	
	所在地	東京都千代田区			
	入学年月	令和3年4月	卒業等年月	令和7年3月	<input checked="" type="checkbox"/> 卒 <input type="checkbox"/> 中退
秋田県助成交付決定日	令和8年11月1日				
申請対象期間の返還額	222,356	円	…	①	
秋田県からの助成金	133,000	円	…	②	
他団体からの助成金	0	円	…	③	※ない場合は“0円”
助成金交付申請に係る返還期間	令和7年10月	～	令和8年9月		
	12	ヶ月	…	④	※県助成金一般分にあたる期間
市・申請区分 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/>	起業 (県一般分対象者)	(上限174,000円/年)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	就業 (県一般分対象者)	(上限107,000円/年)		
	<input type="checkbox"/>	就業 (県未来創生分対象者)	(上限40,000円/年)		
申請・実績・請求額	89,356	円	…	⑤ (=①-②-③)	
	89,356	円	…	⑥ (⑤または各上限額のいずれか低い額)	
	89,000	円	…	⑥×④/12ヶ月 (千円未満切捨)	
振込先	金融機関名	由利銀行	支店名	本荘支店	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	フリガナ	ホジヨウ タロウ	
	口座番号	0999999	口座名義人	本荘 太郎	

※市記入欄 交付決定日 (請求日) 年 月 日

添付書類については、裏面参照のこと。

【由利本荘市奨学金返還助成金交付申請に係る誓約・同意事項】

- この申請における要件審査のため「由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項」及び「由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項（特例措置）」に基づき次の項目について、調査されることに同意します。

【市税等の納税等状況調査項目】

①市税（都市計画税、国民健康保険税を含む。）②介護保険料③後期高齢者医療保険料
④保育料等（保育所、乳幼児健康支援一時預かり事業費用負担金、学童保育料、児童福祉施設入所費用を含む。）⑤水道・下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金⑥ガス使用料⑦CATV利用料（インターネット使用料を含む。）⑧市営住宅使用料⑨YBネット使用料（特例措置に係る項目）

- この申請に当たり、交付申請書及び併せて提出する添付書類等に記載されている私の個人情報、秋田県との助成の調整や照会など、本事業の実施に関する業務に必要な範囲内で、次に掲げる団体に提供されること及び必要な情報が、市に提供されることに同意します。

【個人情報の提供を行う団体等】

- 1 秋田県及び秋田県内市町村
- 2 独立行政法人日本学生支援機構
- 3 公益財団法人秋田県育英会
- 4 その他、奨学金返還助成の対象と認められた奨学金の貸与団体
- 5 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

- 助成金交付決定後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、翌年度4月30日までに、市が申請（請求）者に連絡・確認できない場合は、当該申請は取り下げられたものとして助成金が交付されないことに同意します。

- 助成事業の遂行に関し必要な報告等及び是正を求められた場合、誠意をもって対応します。

- 助成金交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、助成金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、助成金を返還します。

申請者名： 本荘 太郎

<添付書類>

- 秋田県奨学金返還助成交付決定書の写し
- 他から奨学金助成ある場合、そのことが確認できる書類
- 住民票の抄本（しょうほん）（市申請日取得のもの）
- （起業に該当する方）
 1. 個人事業の方 ①開業届の写し ②確定申告書の写し（事業期間1年未満の場合は不要）
 2. 会社設立の方 ①登記事項証明書の写し ②法人住民税申告書の写し（事業期間1年未満の場合は不要）
- 振込先口座の番号の分かるもの（通帳、キャッシュカードの写し）